

第94回南部杜氏資格選考試験施行要領

- 1 施行期日 令和6年7月22日（月）午前9時
- 2 施行場所 南部杜氏協会研修場
(岩手県花巻市石鳥谷町中寺林7-14)
- 3 試験科目 (学科) 酒税法・清酒醸造学一般・小論文
(実技) 利き酒試験・面接試験
- 4 試験官 地方独立行政法人岩手県工業技術センター 1名
- 5 受験資格 別紙の試験施行規程による
- 6 願書受付期間 令和6年6月28日（金）～7月8日（月） 厳守
- 7 受験料 5,000 円（現金書留又は振込により納入ください）
※必ず受験申込書を提出すること。
振込先岩手銀行石鳥谷支店
口座番号 普通 0112107
口座名義 一般社団法人南部杜氏協会
会長 梅澤^{うめざわ} 努^{つとむ}
- 8 選考委員会 令和6年7月24日（水）
- 9 合格発表 令和6年7月25日（木）に南部杜氏協会に掲示する。
- 10 合格書授与 令和6年7月26日（金）の夏季酒造講習会修了式で授与しますので出席のこと。

書式1号

受付番号 _____

令和 年 月 日

一般社団法人南部杜氏協会長
梅 澤 努 様

支部又は都道府県名 _____

氏 名 _____

※署名又は記名押印してください。

南部杜氏資格選考試験受験申込書

令和6年度の南部杜氏資格選考試験を受験したいので、
別紙のとおり履歴書と受験料を添えて申し込めます。

履 歴 書

ふりがな			
氏 名			
生年月日	昭和・平成	年	月 日生（満 歳）
電 話			
携帯電話			
ふりがな			
現住所	〒 -		

写真
 縦36～40mm
 横24～30mm
 本人胸から上
 正装のこと

〔1〕 学 歴

区 分	学 校 名	卒・修業年月日
小 学 校		昭和 平成 年 月 日
中 学 校		昭和 平成 年 月 日
高 等 学 校		昭和 平成 年 月 日
大 学		昭和 平成 年 月 日
そ の 他		昭和 平成 年 月 日

〔2〕 酒造関係の試験、研修、免許等の資格

資 格 取 得 年 月 日	資 格 の 名 称 及 び 内 容	資 格 交 付 官公署団体名

〔3〕 酒造講習会歴

区 分	初回受講年月	受講回数	終了、合格
特 科	年 月	回	年 月 日
研 究 科	年 月	回	
杜 氏 科	年 月	回	
各県試験場実施講習、研修	都道府県		
国税庁醸造試験所実施講習、研修			

〔4〕 酒造勤務歴

職 名	勤 務 年 月	勤 務 工 場 名	工 場 所 在 地	
			都道府県名	市 町 村 名
	年 月 から 年 月 まで			
	年 月 から 年 月 まで			
	年 月 から 年 月 まで			
	年 月 から 年 月 まで			
	年 月 から 年 月 まで			
	年 月 から 年 月 まで			
	年 月 から 年 月 まで			
	年 月 から 年 月 まで			
	年 月 から 年 月 まで			
	年 月 から 年 月 まで			
	年 月 から 年 月 まで			

※南部杜氏協会の会員である期間の職名は、協会に登録した職名を記入してください。

様式 2 号の 3

[illegible]

〔4〕 賞 罰 関 係

年 月	事 由	表彰名	授 与 者
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			

以上のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

氏 名

※署名又は記名押印してください。

誓 約 書

南部杜氏資格選考試験
選 考 委 員 長

地方独立行政法人
岩手県工業技術センター

理事長 熊谷 泰樹 様

1. 酒税法違反の処罰を受けたことはありません。
1. 前項以外の刑罰にも処されたことはありません。

上記のことは真実に相違ないことを誓います。

令和 年 月 日

現住所

氏 名

※署名又は記名押印してください。

南部杜氏資格選考試験施行規程

第1条 本試験は、優秀な南部杜氏を輩出するため、志願者に対して施行するものとする。

第2条 受験に対しては、学科その他必要な試験を行い、更に選考委員会において合格の適否を決定するものとする。

第3条 学科試験については仙台国税局酒税課及び岩手県工業技術センターに委嘱する。
選考委員は岩手県工業技術センターに委嘱し、これに本協会正副会長を加えて構成するものとする。

第4条 本試験を受験しようとするものは、次の資格を有するものとする。

1. 正会員であること。
2. 年齢満27歳以上のもの（当年10月31日現在）
3. 酒造講習会において特科の課程を修了したもの。
4. 頭又は、麴師か酛師の経歴を有するものとする。
5. 現職の杜氏である場合は、前項の資格を必要としない。
6. 酒税法違反及びその他の刑罰がないこと。
7. 会員登録後の経歴点が20点以上を有すること。

第5条 受験志願者は、願書、履歴書、誓約書各1通に試験料を添えて会長に提出するものとする。

申込書用紙（願書、履歴書、誓約書）は、本協会より所定の用紙を発行する。

第6条 会長は、受験資格について、履歴書を台帳に照合して調査し、資格を有しない者には、願書、試験料を返却するものとする。

第7条 合格したときは、後日の証として別に誓約書1通を会長に提出するものとする。

附則

1. 平成27年4月20日改定施行する。